J-Coin Pay 決済サービス規約

第1条 (規約の適用)

本規約は、SBペイメントサービス株式会社(以下、「SBPS」といいます)が、「SBPS 決済サービス加盟店規約」(以下、「加盟店規約」といいます)に基づき提供する本サービスのうち、J-Coin Pay(第3条第2号)を決済手段とするサービス(以下、「J-Coin Pay 決済サービス」といいます)の利用を認められた加盟店に対し適用されるものとします。

- 2 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語と同一 の意味とします。
- 3 本規約は、加盟店規約の一部を構成するものであるため、本規約に記載のない事項は加盟店規約の各 条項が適用されるものとします。

第2条 (本規約の変更)

SBPS は、個別に加盟店の承認を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

2 SBPS は、前項の規定により本規約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) J-Coin Pay 提供会社	株式会社みずほ銀行、みずほ銀行が認める第三者
(2) 決済会社	本サービスを提供するにあたり SBPS と必要な契約を締結している事業
	者であるユーシーカード株式会社
(3) J-Coin Pay	J-Coin Pay 提供会社が提供する、加盟店における対象商品の代金決済ま
	たは寄付金の支払をコインで行うことを可能とするサービスをいい、加
	盟店規約に定める決済手段をいう
(4) 加盟店	決済代金または寄付金の支払に J-Coin Pay を利用することができるこ
	とを内容とする加盟店契約を締結し、決済会社所定の加盟店マークを表
	示する者
(5) 利用者	J-Coin Pay 提供会社が提供する J-Coin Pay サービスのすべての利用者
(6) アカウント	利用者が J-Coin Pay サービスを利用するため、J-Coin Pay 提供会社よ
	り所定の手続を経て付与されるアカウント
(7) コイン	アカウントにおいて保有され、利用者が加盟店における決済代金または
	寄付金の支払に利用することが可能なものとして J-Coin Pay 提供会社
	が発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するもの
(8) 寄付金	加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、利用者が加盟店に贈与する金銭

第4条 (適用規約)

加盟店は、決済会社が別途定める「J-Coin Pay 加盟店規約 (For Use of Acqs)」(右の URL に掲載されている規約をいい、https://www2.uccard.co.jp/uc/kameiten/other/j_coin_pay_kiyaku.html、変更後の規約および URL が変更となった場合には、決済会社が指定する URL に掲載されている規約を含むものとします)、その他これに付随する規約等(以下「規約類」といいます)に同意のうえ、J-Coin Pay 決済サービスを利用するものとします。

2 規約類と、本規約および加盟店規約との間に齟齬が生じる場合、本規約および加盟店規約が優先して 適用されるものとします。

第5条 (コインでの決済)

加盟店は、利用者がコインを決済代金または寄付金の支払に利用する場合、当該利用者に対し J-Coin Pay 提供会社所定の方法でコインによる支払いを指定させ、J-Coin Pay 提供会社所定の手続を行わせると共に、SBPS に対し売上情報を送信するものとする。

- 2 加盟店は、J-Coin Pay 提供会社が前項の売上情報を受信した時点において、利用者が当該決済に利用 するものとして指定した当該コインについて J-Coin Pay 提供会社のサーバー上に記録された残高が 当該対象商品等の決済代金または寄付金の額に満たないことを解除条件として、決済会社に対して当 該対象商品の購入に係る代金債権または贈与債権を譲渡するものとする。
- 3 加盟店は、利用者のコインの残高から対象商品等の決済代金または寄付金の額に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき決済会社に譲渡した代金債権または贈与債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該決済代金または寄付金の支払いがあったものとして利用者を取り扱わなければならないものとする。

第6条 (遵守事項)

加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者からの商品等または寄付金の支払に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任において利用者からの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。
- (2) 利用者によるコインの利用について不審がある場合、決済会社が予め通知した不正利用者と疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みがある場合には、SBPS に通知し、SBPS の指示がある場合には当該指示に従うものとします。
- (3) コインの不正利用防止に関して SBPS に協力するとともに、不正利用が発生した場合には、その 是正及び再発防止のために必要な調査に協力するものとします。
- (4) 本サービスの利用に関し事故(秘密情報の漏えいを含むものとし、これに限られないものとします) が生じた場合には、速やかに SBPS に報告の上解決するものとし、解決に当たっては SBPS の指示を遵守するものとします。
- 2 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 利用者に不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済または寄付金の支払を許容する行為。
 - (2) 利用者にアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。
 - (3) QR コードを偽造・変造・模造・複製、その他乙所定外の方法により生成等を行い、不正な取引を 行う行為。
 - (4) SBPS、決済会社、J-Coin Pay 提供会社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、 名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
 - (5) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
 - (6) SBPS、決済会社、J-Coin Pay 提供会社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
 - (7) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(商品等の販売供および SBPS が認めた ものを除くものとします)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会

いや交際を目的とする行為、利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他コイン J-Coin Pay サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Pay サービスまたは本サービスを利用する行為。

- (8) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。
- (9) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。なお、SBPS が事前に承認の下、契約を締結した宗教団体である場合はこの限りではないものとします。
- (10) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。
- (11) 利用者を誤認させる表示をすること。
- (12) SBPS、決済会社および J-Coin Pay 提供会社のサーバーやネットワークシステムに支障を与える 行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、SBPS、 決済会社および J-Coin Pay 提供会社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を 必要以上に繰り返す等、SBPS、決済会社および J-Coin Pay 提供会社に対し不当な問い合わせま たは要求をする行為、その他 SBPS、決済会社および J-Coin Pay 提供会社による J-Coin Pay サー ビスもしくは本サービスの運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与 える行為。
- (13) リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他本サービスを提供の趣旨に照らして本来の目的とは異なる目的で利用する行為。
- (14) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
- (15) その他、乙が不適当と判断した行為。
- 3 SBPS は、加盟店が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または加盟店の行為が前項各 号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、 加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第7条 (システムの使用等)

加盟店は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を自己の費用と責任において準備し、使用可能な状態に置くものとする。また、本サービスに関する J-Coin Pay 提供会社または決済会社のシステム(以下「UCシステム等」といいます)を使用するにあたっては、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとする。

- 2 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを合理的な水準に保持するものとします。
- 3 加盟店は、UC システム等を複製、修正、改変または解析してはならないものとします。また、加盟 店は UC システム等を第三者に貸与または利用させてはならず、UC システム等またはその利用権を 第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
- 4 SBPS、決済会社または J-Coin Pay 提供会社は、加盟店に対して本サービスの利用に際して物品等を貸与することがあるものとします。当該物品等の所有権は、SBPS、決済会社または J-Coin Pay 提供会社が別段の意思表示をした場合を除き、SBPS、決済会社または J-Coin Pay 提供会社に留保されるものとし、加盟店は当該物品等を第三者に貸与または利用させてはならず、当該物品等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。また、故意または過失を問わず、加盟店(従業員等を含むものとします)がかかる物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、加盟店はかかる損害または修理費を負担するものとします。なお、加盟店は、SBPS、決済会社または J-Coin Pay 提供会社が、かかる物品等を提供または貸与する義務を負うものではないことを確認するものとします。

第8条 (支払いの取消・留保)

SBPS は、加盟店規約第23条(支払いの取消・留保)第1項各号に定めるもののほか、規約類に定められている決済代金を支払わない事由に該当する場合には、当該決済代金の支払いを行わないものとします。

2 SBPS は、利用者が決済会社に対して、決済代金にかかる支払い留保・拒絶・支払い済み金員の返還・ 差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、当該決済代金の支払い義務を負わない ものとします。

第9条 (加盟店情報の取得・保有・利用)

加盟店、本加盟店契約の申込者およびその代表者(以下、これらを総称して「加盟店等」といいます)は、SBPS による加盟店等との取引に関する審査(以下、「加盟審査」といいます)、その後の加盟店等管理および取引継続に係る審査、加盟店規約に基づく業務遂行、クレジットカード関連事業に関する商品・機能その他のサービスの案内、商品開発もしくは市場調査および SBPS の定めるプライバシーポリシー並びに「個人情報の取り扱いについて」(改定後の内容を含むものとします。https://www.sbpayment.co.jp/ja/privacy/handling/)に定める利用目的のために、加盟店等に係る次の情報(以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます)を SBPS が適当と認める保護措置を講じたうえで SBPS が取得・保有・利用することに同意するものとします。

- (1) 加盟店等の商号(名称)、所在地、郵便番号、電話(FAX)番号、法人番号、代表者の氏名、性別、 住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店等がSBPSに届出た情報
- (2) 加盟店等の申込日、契約日、契約終了日および加盟店等と SBPS との取引に関する情報
- (3) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (4) SBPS が加盟店等または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した加盟店等の登記簿謄本、 住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (5) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店等に関する情報
- (6) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報および当該内容について SBPS が調査して取得した情報
- (7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店等に関する信用情報
- 2. 加盟店は、本加盟店契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申 込みをした事実、内容について SBPS において一定期間保有されることに同意するものとします。
- 3. 加盟店は、SBPS が、本加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および SBPS 所定の期間、 加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。
- 4. 加盟店の代表者は、SBPS に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、SBPS 所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
- 加盟店の代表者は、SBPS に対し、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店の代表者は、以下に連絡するものとします。

SBペイメントサービス株式会社 個人情報管理窓口

住 所:東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14階 代表取締役: 榛葉 淳

E-mail: privacy@sbpayment.jp

- (2) SBPS は、前号の連絡があった場合、開示請求手続に必要な事項(受付方法、必要な書類、手数料等)を通知するものとします。
- 6. 万一、SBPS が保有する加盟店情報の登録内容が真実ではないことが判明した場合、SBPS は、速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第10条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

SBPS は、加盟店等が加盟店契約の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または前条に定める 加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟店契約の締結または決済手段の追加を断る ことや、解約または決済手段の一部の取扱いの終了の手続きをとることがあるものとします。

第11条 (個人情報の取り扱い)

加盟店は、J-Coin Pay 提供会社および決済会社が、本サービスに関連して知り得た加盟店の売上情報 その他一切の情報(個人情報を含むものとします)について、以下の利用目的の範囲内で利用することおよびみずほフィナンシャルグループ(株式会社みずほ銀行等)、株式会社 Blue Lab、調査関係者 (警察等)に提供することに同意するものとします。

- (1) J-Coin Pay サービスまたは決済会社が運営するサービスの提供のため
- (2) 各種商品やサービス等に関する提案や案内、研究や開発のため
- (3) 各種商品やサービス等の提供に際しての判断のため
- (4) 各種リスクの把握および管理のため
- (5) J-Coin Pay サービスまたは決済会社が運営するサービスを用いた犯罪の検知およびその対応のため
- (6) 利用者よる J-Coin Pay サービス利用に関する契約の各条項の遵守状況または加盟店による規約類の各条項の遵守状況の確認のため

第12条 (損害賠償)

加盟店は、故意または過失により、SBPS に損害を与えたときは、SBPS に対し、SBPS が被った損害の一切(J-Coin Pay 提供会社または決済会社から請求された賠償金(名目は問わないものとします)、弁護士費用を含むものとし、これに限られないものとします)を賠償する責任を負うものとします。

第13条 (任意解約)

加盟店規約第35条第2項の規定にかかわらず、SBPS および加盟店は、3ヵ月前までに相手方に対し書面で通知することにより加盟店契約を解除できるものとします。

以上

2020年10月15日 制定 2022年2月4日 改定 2022年4月1日 改定